

社会福祉法人 朋岳園

役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 朋岳園（以下「この法人」いう。）の定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいい、役員等という。
- 3 評議員選任・解任委員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいい、委員という。
- 4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の職務遂行の対価として支払うものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員及び役員等、委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 1 役員及び役員等、委員が理事会及び評議員会、委員会に（出席）したときは別表 1 に定める 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合でも、第 4 条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。
- 2 理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導又は監査の業務に立ち会った場合は別表 2 に定める報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第 4 条

- 1 理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(兼務役員)

第 5 条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

内 容	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
評議員会への出席	10,000 円
評議員選任・解任委員への出席	10,000 円

別表第 2

内 容	日 額
法人及び施設の指導検査への立会い 及び運営状況の指導又は監査の業務	10,000 円